

## 議案第80号関連資料

### 明石市石ヶ谷墓園における負傷事故の損害賠償額の決定について

#### 1 目的

明石市石ヶ谷墓園における負傷事故の損害賠償額を決定しようとするものです。

#### 2 過失割合

(市側) 90% : 10% (相手方)

#### 3 損害賠償額

金 2,504,442円

#### 4 相手方

業務委託契約により一般社団法人明石市シルバー人材センターから派遣された者

#### 5 事故の内容

令和2年8月19日明石市大久保町松陰1466番地の石ヶ谷墓園のごみ集積所において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が相手方と共同で杭打ち作業を行っていた際、杭の上に置かれた相手方の左手を職員が不注意によりハンマーで打ち、相手方を負傷させたもの。

#### 6 保険

この事故による損害賠償金については、本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の対象となり、相手方への賠償費用の全額が保険で補填されます。